

昭和二十四年法律第二百八十六号

獣医師法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許（第三条—第九条）
- 第三章 試験（第十条—第十六条の五）
- 第四章 業務（第十七条—第二十三条）
- 第五章 獣医事審議会（第二十四条—第二十六条）
- 第六章 罰則（第二十七条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（獣医師の任務）

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

（定義）

第二章 免許

（免許）

第一条の二 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

（免許）

第二条 獣医師でない者は、獣医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

（免許）

第三条 獣医師にならうとする者は、獣医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならぬ。

（免許を与えない場合）

第四条 未成年者には、前条の免許を与えない。

（免許）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

（免許を与えない場合）

一 心身の障害により獣医師の業務を適正に行なうことができない者として農林水産省令で定めるもの

（免許）

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（免許）

三 罰金以上の刑に処せられた者

（免許）

四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者

（免許）

五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

（免許）

六 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

（獣医師名簿）

第六条 農林水産省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証）

第七条 第三条の免許は、獣医師名簿に登録することによつて与えられる。

（免許の取消し及び業務の停止）

第八条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならぬ。獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

（免許の取消し及び業務の停止）

第九条 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。
二 第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。

三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

（獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき）

四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

五 前項の規定により意見を聽かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事實を文書をもつて通知し、意見の聽取が終結する

6 前項の意見の聽取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

7 当該獣医師又はその代理人は、第三項の規定による通知があつた時から意見の聽取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

8 前三项に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聽取に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

9 第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三章 試験

（試験の目的）

第十条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

（受験資格）

第十二条 次の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者

二 外国で獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であつて、獣医事審議会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

三 獣医師国家試験予備試験に合格した者

2 前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（同項第二号に該当する者を除く。）であつて、獣医事審議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

（合格者名簿の提出）

第十三条 獣医事審議会は、獣医師国家試験に合格した者の名簿を農林水産大臣に提出しなければならない。

（不正受験者の処置）

第十四条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験に關して不正の行為があつたときは、獣医事審議会は、当該不正行為に關係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

（受験手数料）

第十五条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(試験科目等)

第十六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、試験期日の三月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。(臨床研修)

第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聽かなければならない。

第十六条の三 前条第一項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を農林水産大臣に報告するものとする。

第十六条の四 前二条に規定するものほか、第十六条の二第一項の臨床研修の実施の期間及び診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(臨床研修の実施に関する援助)

第十六条の五 農林水産大臣は、第十六条の二第一項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第四章 業務

(飼育動物診療業務の制限)

第十七条 獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。)の診療を業務としてはならぬ。

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは再生医療等製品(医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないので出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検査しないで検査書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。(保健衛生の指導)

第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十一条 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に関する事項を検査簿に、遅滞なく記載しなければならない。(診療簿及び検査簿)

2 獣医師は、前項の診療簿及び検査簿を三年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿及び検査簿(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

4 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定により検査する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(届出義務)

第二十二条 獣医師は、農林水産省令で定める(年)との年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 獣医事審議会

(設置)

第二十四条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法(平成四年法律第四十六号)によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

第二十六条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条の規定に違反して獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者

二 第十八条の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検査書を交付し、又は劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品の使用若しくは処方をした者

(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百五十九条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。（同法第二百五十一条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日）

（獣医師法の一部改正に伴う経過措置）

（施行日前に第二百四十六条の規定による改正前の獣医師法第二十一条第三項の規定により得た検査の結果については、第二百四十六条の規定による改正後の同法第二十一条第四項の規定は、適用しない。）

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（その他の経過措置の政令への委任）

（百六十四条）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（検討）

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第二百五十七条 政府は、地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則） 平成一一年七月一六日法律第一〇二号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条规定

（経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

（附則） 平成一一年一二月八日法律第一五一号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで（略）

（施行期日）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則） 平成一一年一二月二二日法律第一六〇号 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（附則） 平成一四年五月一五日法律第四三号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。（罰則に関する経過措置）

（第二条）この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

